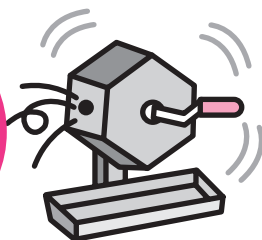


体育施設の
利用抽選会



最低賃金改正のお知らせ

岐阜労働局

「岐阜県最低賃金」と4業種の「産業別最低賃金」が改正され、岐阜県で適用される最低賃金は次のようになりました。

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどといった雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用されます。

なお、最低賃金に反する労働契約は無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、岐阜労働局賃金室（☎245-8104）または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
岐 阜 県 最 低 賃 金	675円	平成18年10月1日

岐阜県産業別最低賃金	時間額	日 額	効力発生日
陶磁器・同関連製品 耐 火 物 製 造 業	714円	5,708円	平成10年12月25日
紡 績 業	694円	—	平成18年12月17日
電 気 機 械 器 具 情 報 通 信 機 械 器 具 電子部品・デバイス製造業	747円	—	平成18年12月17日
自動車・同附属品製造業	785円	—	平成18年12月17日
航空機・同附属品製造業	840円	—	平成18年12月17日

国の教育ローン 国民生活金融公庫

入学時や在学中に必要な資金を融資する公的な制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は、学生・生徒一人につき200万円以内、返却期間は10年以内です。

詳しくは、「国の教育ローン」コールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）、03（5321）8656）または、国民生活金融公庫の各支店、もしくは最寄りの金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協）までお問合せください。

テニスコート（2月分）
【月 日】1月25日（木）
【時 間】午後7時30分～
【場 所】中央公民館

給与所得者の確定申告

岐阜南税務署

給与所得者は、勤務先での「年末調整」によってその年の納税が完了しますが、次の要件に該当するかたは、確定申告が必要となります。

- 確定申告をしなければならないかた
 - 平成18年分の給与の収入金額が、2千万円を超えるかた
 - 給与と所得や退職所得以外の所得金額（不動産の貸付、満期保険金の受け取りなど）の合計額が20万円を超えるかた
 - 給与を2か所以上からもらっているかた
- 確定申告をすると所得税が還付されるかた
 - マイホームを住宅ローンなどで取得したかた
 - 病気や出産などで医療費が多くかかったかた
 - 地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けたかた
 - 年の途中で退職し、平成18年中に年末調整をされなかったかた

申告にあたっての注意

- ・勤務先から交付された源泉徴収票が必要になります。
- ・控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要となります。
- ・還付金の受け取りは、預金口座への振込みになりますので、ご本人名義の通帳が必要になります。

【問合せ】役場税務課（☎388-1112）、
岐阜南税務署（☎271-7113）

1月29日・30日午前9時30分から午後3時30分まで中央公民館で、住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告の相談を行います。

また、1月29日（月）は、税務署担当職員による贈与税の申告も同時に行います。

【必要なもの】印鑑、その他必要書類、筆記用具、計算機

税の申告はお早めに

平成18年分所得税の確定申告は

2月16日から3月15日まで